

50代～80代の ライフプランニング

ファイナンシャルプランニング_12
ー健康保険と医療保険②ー

2024.9.5

小川FP・行政書士事務所
あいちライフサイクルマナー
小川 佳宏

50代－80代~で特に重要ないくつかのことって何だろう？

- 1 今までのキャリアの棚卸をしていつまで就労するか考えていますか？
- 2 公的年金の受給方法と社会保険の壁を知っていますか？
- 3 今、入っている生命保険や医療保険を知っていますか？
- 4 住宅の購入、買い替えを検討していますか？
- 5 自分の資産運用について考えて実行していますか？
- 6 将来、できるだけ介護のお世話にならないように気を付けていますか？
- 7 相続の準備や遺言書は書いていますか？
- 8 さあ、家計や人生の棚卸をして人生100年時代を楽しく準備しましょう。

リタイアメント
ライフプランニング
(※)

※50代でリタイアメントするという意味ではなく、役職定年、定年、第二定年と就労関係のイベントがきますので、早めに意識、準備していく必要があるということです。

健康保険と医療保険②



日本の公的な医療保険制度って国民皆保険だし結構、いい制度かなって思うよ。でも民間の医療保険、そういえば掛け捨ての共済保険入っていたような。



共済の医療保険は確かに入っていたわね。何となく安心かなと思ったので入っているわよ。



日本の制度は高額療養費制度もあるので、あまり負担額は大きくならないと思うけど必要なのかな。



まずは、加入している公的医療保険の保険料で何がカバーされて、何がカバーされていないのか知ることが必要です。その際に高額療養費制度で負担がない分も考慮して実質の負担額を知ることが大切です。



自己負担になる分を貯金などから自分で負担できれば民間の医療保険は必要でないということかしら。



まあ、そういうことですね。でも保険でカバーされない先進医療やがん治療で費用がかさむと医療保険も必要かもしれませんね。

健康保険と医療保険②

民間の医療保険の保険料を加入せずに、医療貯蓄にしておくのもどうなのでしょう。



それもいいと思います。最終的には公的医療保険でカバーされない治療に対して、負担ができるかどうかという観点だと思います。例えば100万円の手術をして平均程度の収入だと高額療養費制度を利用して8.7万円の負担という厚労省の説明もあります。

案外、自己負担は高くないですね。これだとあえて民間の医療保険は不要かもしれないですね、先生。



人、それぞれ病気に対する不安や負担能力が違うので一概には言うことができません。ご家族でいろいろと情報集めて判断してください。

民間の保険に加入しているので、元をとらなきゃ損なんて考え方なんて変ですよ。

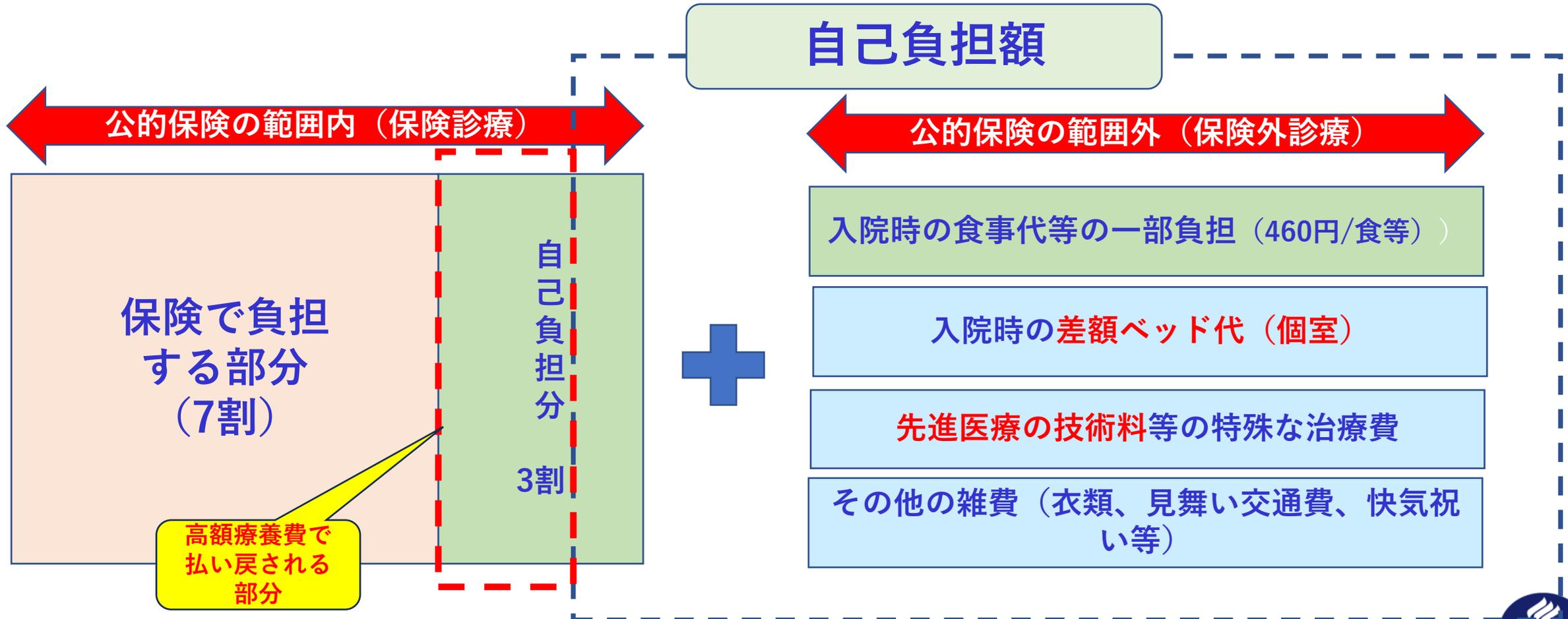


全く変ですね。健康に気を付けながらも本当に大きな病気をしてしまい自己負担ができなくなる場合に備えて加入するわけですので、健康で過ごせばその方が有難いと思いたいです。

本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 公的医療保険（①任意継続、②家族の被扶養者、③国民健康保険、④後期高齢者医療制度）での負担額が、例えば100万円の手術をした場合、高額療養費制度を考慮して実質いくらの医療費負担になるかをきちんと把握してみましょう。
- ✓ 特に高額療養費制度の利用の際、「限度額適用認定証」を事前に会社の健保組合などから入手します。そうすると3割支払でなく、戻ってきた金額を差し引いた最終の負担額の支払だけをすればよく資金負担が軽減されます。
- ✓ 公的医療保険でカバーできず自己負担になる金額を理解した上で、民間の医療保険に加入するしないを決決定します。

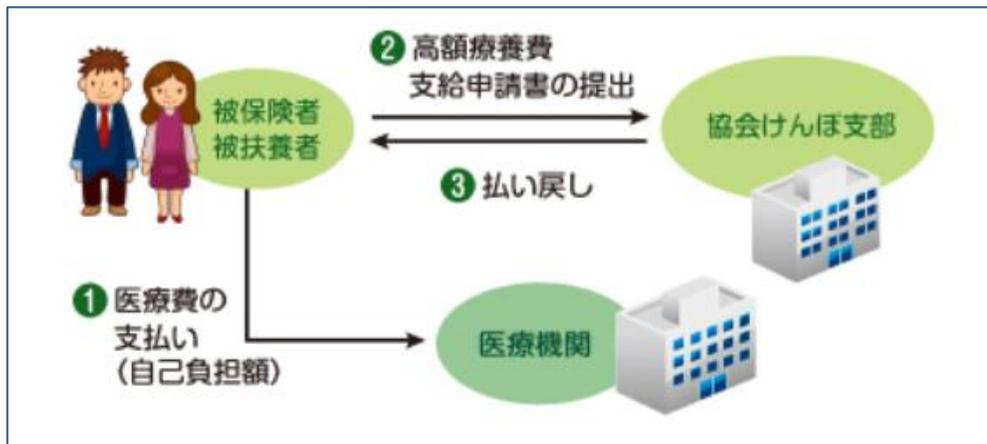
日本の医療制度で何が、いくらまで自己負担になるのかを理解しましょう。自己負担額を保険でカバーするか、貯蓄で賄うかの判断になります。



高額療養費の自己負担額は所得水準で決まっています。
限度額認定書を事前に健保から入手すれば現金の用意も少なくて済みます。



出所：協会けんぽHP



健康保険高額療養費支給申請書

健康保険高額療養費支給申請書



「限度額適用認定証」

Aの立替払
後日、払戻し
(A+B支払)

Bのみ支払

年齢と所得水準で自己負担限度額が決まっています。多数回、世帯単位や介護保険との合算とかもあるので詳しいことは会社の健保組合などで確認すると良いでしょう。

上限額は、年齢や所得によって異なります ②69歳以下の方

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

<69歳以下の方の上限額>

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000)×1%
イ	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%
ウ	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%
エ	～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合は2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

区分イの例)

世帯単月医療費 : 1,000,000 (合算後)

単月自己負担額 : $167,400 + (1,000,000 - 558,000) \times 1\% = 171,820$ 円

4か月目からは、多数該当としてさらに自己負担額が**93,000円**に減額される。

但し、同一保険者内のみ（健保から協会けんぽへの加入は適用なし。）

世帯合算で負担軽減もある。

上限額は、年齢や所得によって異なります ①70歳以上の方

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

<70歳以上の方の上限額（平成30年8月診療分から）>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額（世帯ごと）
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上/課税所得690万円以上		252,600円+(医療費-842,000)×1%
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上		167,400円+(医療費-558,000)×1%
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上		80,100円+(医療費-267,000)×1%
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 年14万4千円	57,600円
非住民税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

出所：厚生労働省保険局

自分収入区分から医療費の自己限度額を知り、保険範囲外の費用と合わせて自己負担が可能かどうかの判断をし、医療保険の必要可否を考えましょう。

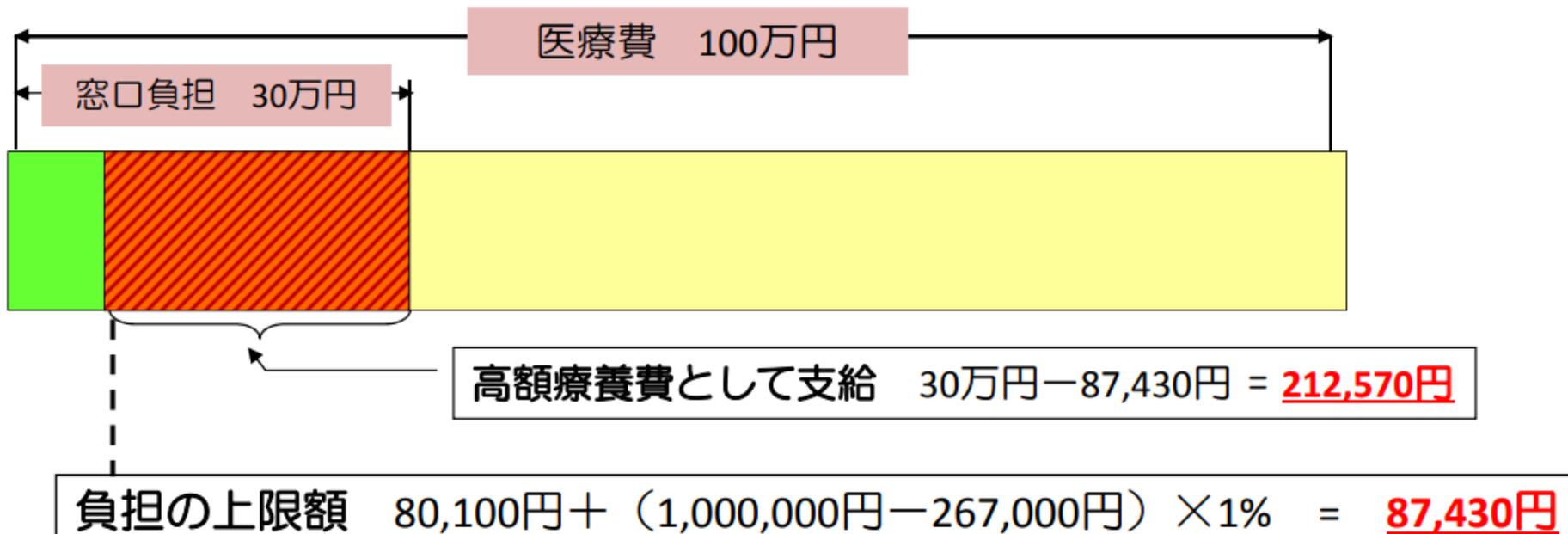
区分 (月収：会社員や公務員)		自己負担額			
		かかった医療費			
		70万円	100万円	200万円	300万円
A	住民税非課税者（低所得者）	35,400円			
B	月収 27万円未満	57,600円			
C	月収27万円以上51.5万円未満	84,430円	87,430円	97,430円	107,430円
D	月収51.5万円以上81万円未満	168,820円	171,820円	181,820円	191,820円
E	月収 81万円以上	210,000円	254,180円	264,180円	274,180円

月収区分Cの人は100万円の手術をしても自己負担は87,430円です

健康保険～高額療養費制度は最強の保険～

例えば、以下の事例では100万円の医療費が8.7万円だけになります。
この8.7万円のために民間医療保険をかけるかどうかを判断します。

<例> 70歳未満、年収約370～約770万円の方
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



限度額適用認定証

窓口負担なし

出所：厚生労働省保険局

健康保険だけでは不安な場合、医療保険を考える

健康保険（又は国民健康保険）のカバーする範囲を理解した上で、それでも医療保険に加入する必要性のある場合のみ医療保険に加入しましょう。

生命保険で医療費に備える方法

医療保障を主な目的とする
「医療保険」

医療保険
(主契約)

- 主契約**
- ・ 災害入院給付金
 - ・ 疾病入院給付金
 - ・ 手術給付金
 - ・ 放射線治療給付金



- 特約**
- ・ 先進医療給付金
 - ・ 生活習慣病
(成人病) 入院給付金
 - ・ 女性疾病入院給付金

主契約 + 医療関係の「特約」付加

死亡保障
(主契約)

- 特約**
- ・ 災害入院給付金
 - ・ 疾病入院給付金
 - ・ 手術給付金
 - ・ 障害給付金
 - ・ リビングニーズ特約
 - ・ 手術給付金
 - ・ 放射線治療給付金
 - ・ 通院給付金
 - ・ 入院一時給付金
 - ・ 就業不能給付金
 - ・ 先進医療給付金
 - ・ 女性疾病入院～
 - ・ 生活習慣病～
 - ・ がん入院特約
 - ・ がん診断特約
 - ・ 三大疾病保障特約

死亡保障 (主契約)

Thinking time !

健康保険の内容や公的年金を知った上で必要な保険やiDeCo等を検討しましょう。

加入の健康保険組合など

- ・ 毎月の保険料、付保される内容を知っていますか。



民間の医療保険

- ・ 加入する場合、又は既に加入している場合、保険料、払込期間、付保される内容を知っていますか。
- ・ 公的医療保険でカバーされない治療に対して自己負担ができますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

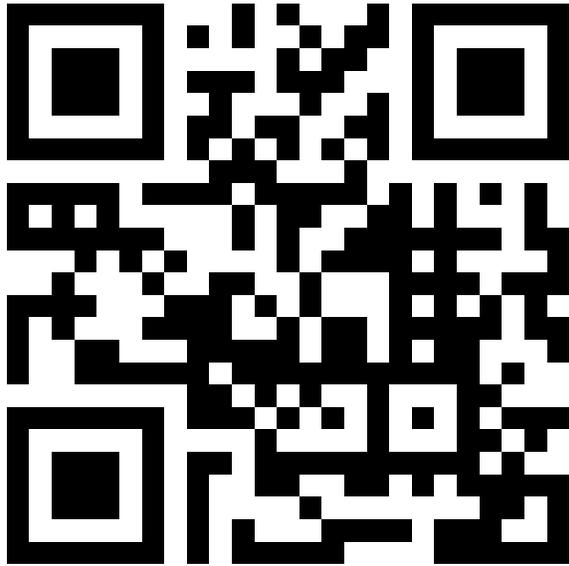
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

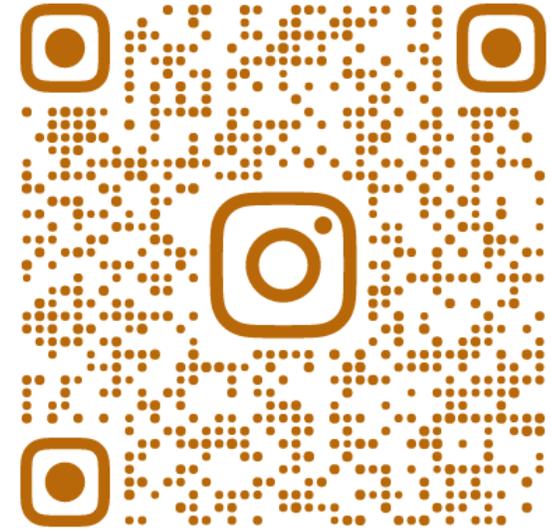
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN